

ブランド力を高めたい 商品を宣伝したい HPを開設したい

そんな小規模事業者等の皆様にぜひ活用していただきたい補助金があります。

✓ 持続化補助金

(小規模事業者持続的発展支援事業)

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

<補助額>

上限50万円 (コロナ特別対応型：上限100万円)

事業再開枠：上限50万円

特例事業者：50万円上乗せ

※共同申請可能

<補助率>

一般型、コロナ特別対応型 (A)：2/3

コロナ特別対応型 (B・C)：3/4

事業再開枠 (定額) ※A~Cの詳細については裏面参照

特例事業者上乗せ：2/3または3/4または定額

<補助対象>

非対面販売のためのホームページの作成・改良、
店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、
「事業場内最低賃金が地域別最低賃金 + 30円以上」を満たすこと等を
加点要件とします (コロナ特別対応型を除く)。

令和元年度補正予算、令和2年度1次補正予算及び令和2年度2次補正予算で
中小機構に措置

持続化補助金活用イメージ

成果

採択事業者の**97.5%**が**客数増加**、**96.0%**が**売上増加**を実感！

※いずれも増加見込みを含む

※平成26年度補正予算事業採択事業者へのアンケート結果により集計

活用例

事例①（コロナ特別対応型）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でも、営業を継続するため、店内飲食のみであった洋食屋が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、**来店しない顧客への販売を開始**。

事例②（一般型）

宿泊・飲食事業などを行う旅館にて、補助金を活用し、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。また、ピクトグラムを活用やムスリム対応情報を発信した結果、**問合せ件数が倍増**、**海外客の団体旅行予約も2割程度増加**。

新型コロナウイルス感染症対応「特別枠」

✓ 補助対象経費の1/6以上が以下のA～Cのいずれかの要件に合致することが必要。

- A サプライチェーンの毀損への対応
- B 非対面型ビジネスモデルへの転換
- C テレワーク環境の整備

「事業再開枠」（感染防止対策のための取組）

✓ 業種別ガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症感染防止対策のための取組にかかる経費について定額補助。

特例事業者に対する上限上乗せ

✓ クラスタ対策が特に必要な特例事業者に上限50万円を上乗せ。

※詳細は公募要領参照

<令和元年度補正予算持続化補助金（一般型）の今後のスケジュール>

応募締切：令和3年2月5日（金）当日消印有効（4次締切）

※4次締切後も申請受付を継続し、令和3年度には令和3年6月（5次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（予定は変更する場合がございます。）

<令和2年度補正予算持続化補助金（コロナ特別対応型）の今後のスケジュール>

応募締切：令和2年12月10日（木）**必着**（5次締切）

※最終受付締切となります。

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

全国商工会連合会



03-6670-2540

日本商工会議所



03-6447-2389

全国商工会連合会



03-6670-3960

日本商工会議所



03-6747-4600

お問合せ先

03-6837-5929

（独）中小企業基盤整備機構 生産性革命推進事業 コールセンター